

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和5年12月15日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 有限会社久保家具店

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイユーエイト一関大東店 一関市大東町摺沢字八幡前93番地

(3) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日

ア 令和6年7月28日

イ 令和5年11月28日

ウ 令和5年11月28日

2 届出年月日 令和5年11月27日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所